

- (合算の方法)
- 第四条** 法第三条第一項に定める株式等（同項に規定する株式等をいう。以下同じ。）の合算は、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額の株式等を保有するものとみなしてその合計額を計算するものとする。
- 一 当該銀行等及びその子法人等であつて、特定子会社等でない者 保有する株式等の額
 - 二 当該銀行等の子会社等（前号に掲げる者を除く。）保有する株式等の額に持分法（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第八号に規定する持分法をいう。第七条において同じ。）により計算した当該子会社等の損益のうち当該銀行等に帰属する部分の価額をその損益の価額で除して得た数を乗じた金額
 - 三 前項の場合において、保有する株式等の額は時価によるものとする。ただし、同項の規定により計算した合計額が当該株式等を取得したときの価額（当該株式等の価額の低下について損益計算上損失として処理した場合においては、当該処理をした額を差し引いた金額）を合計した金額を超える額である場合は、当該合計した金額を当該銀行等及びその子会社等が保有する株式等を合算した額とみなす。
- （自己資本に相当する額）
- 第五条** 法第三条第一項に規定する自己資本に相当する額は、外国銀行支店（法第三条第三項に規定する外国銀行支店をいう。以下この条において同じ。）以外の銀行等にあっては銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二第二号（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八百八十七号）第十七条及び信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に従い算出される自己資本の額について金融庁長官が定めるものとし、外国銀行支店にあっては自己資本として金融庁長官が定めるものとみなす。
- （株式等保有限度額を超えて株式等を保有することができる理由等）
- 第六条** 令第一条第四号に規定する主務省令で定める理由は、当該銀行等又はその子法人等が、他の会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。第七条第七項において同じ。）をその子法人等とし、又はその関連法人等とするものとする。
- 2** 銀行等は、法第三条第二項の規定による株式等保有限度額（同条第一項に規定する株式等保有限度額をいう。以下同じ。）を超える額の株式等を保有することとの承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
- （理由書）
- 2** 当該承認に係る株式等の保有者、主たる株式等の発行者その他当該承認に係る株式等の状況に関する書類
- 3** 当該承認に係る株式等のうちその株式等保有限度額を超えて保有する部分の株式等の処分の方法及び期限その他処分に関する方針を記載した書類
- 4** その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類
- 5** 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行等及びその子会社等が株式等保有限度額を超える額の株式等を保有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。（銀行持株会社及び長期信用銀行持株会社に係る法の規定の適用に關し必要な事項）
- 第七条** 法第三条第六項において準用する同条第一項の主務省令で定める特殊の関係のある会社は、銀行持株会社及び長期信用銀行持株会社（以下「銀行持株会社等」という。）の子法人等及び関連法人等（第一条第二項各号に掲げる者を除く。）とする。
- 2** 法第三条第六項において準用する同条第一項の保有的制限から除かれる株式として主務省令で定めるものは、次に掲げる株式とする。
- （一）当該銀行持株会社等又はその子会社等若しくは特定子会社等の発行する株式
- （二）当該銀行持株会社等又はその子会社等が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式（元本補てん等契約のある信託に係るもの）を除く。）

三 当該銀行持株会社等又はその子会社等の取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき取得する当該会社の発行する株式（当該銀行持株会社等又はその子会社等に対する当該会社の債務を消滅させるために取得するものであつて、当該株式の取得によつて相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限り、当該計画に定められた当該会社の合理的な経営改善に必要とされる期間が経過した後の当該株式を除く。）

- 四** 第二条第一項第三号に掲げる株式
- （一）法第三条第六項において準用する同条第一項に規定する株式に準ずるものとして主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 第三条第一号に掲げる優先出資
 - 二 次のいずれにも該当する信託財産（株式（前項第一号、第三号又は第四号に掲げる株式を除く。）又は前号に掲げる優先出資に係るものに限る。）
 - 三 当該銀行持株会社等又はその子会社等が受益者であり、かつ、当該受益者である銀行持株会社等又は子会社等が委託者であること。
 - 四 その運用を共同しない他の委託者の信託財産と合同して行うものでないこと。
 - 五 元本補てん等契約のある信託に係るものでないこと。
 - 六 当該銀行持株会社等及びその子法人等であつて、特定子会社等でない者 保有する株式等の額

- （二）当該銀行持株会社等の子会社等（前号に掲げる者を除く。）保有する株式等の額に持分法により計算した当該子会社等の損益のうち当該銀行持株会社等に帰属する部分の価額をその損益の価額で除して得た数を乗じた金額
- （三）前項の場合において、保有する株式等の額は時価によるものとする。ただし、同項の規定により計算した合計額が当該株式等を取得したときの価額（当該株式等の価額の低下について損益計算上損失として処理した場合においては、当該処理をした額を差し引いた金額）を合計した金額を超える額である場合は、当該合計した金額を当該銀行持株会社等及びその子会社等が保有する株式等を合算した額とみなす。
- （四）当該銀行持株会社等は、法第三条第二項の規定による株式等保有限度額を超える額の株式等を保有することの承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
- （理由書）
- （二）当該承認に係る株式等の保有者、主たる株式等の発行者その他当該承認に係る株式等の状況に関する書類
- （三）当該承認に係る株式等のうちその株式等保有限度額を超えて保有する部分の株式等の処分の方法及び期限その他処分に関する方針を記載した書類
- （四）その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類
- （五）当該承認に係る株式等のうちその株式等保有限度額について金融庁長官が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。
- （六）令第一条第四号に規定する主務省令で定める理由は、当該銀行持株会社等又はその子法人等が、他の会社、組合その他これらに準ずる事業体をその子法人等とし、又はその関連法人等とすることとする。
- （七）銀行持株会社等は、法第三条第二項の規定による株式等保有限度額を超える額の株式等を保有することの承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
- （一）理由書
- （二）当該承認に係る株式等の保有者、主たる株式等の発行者その他当該承認に係る株式等の状況に関する書類
- （三）当該承認に係る株式等のうちその株式等保有限度額を超えて保有する部分の株式等の処分の方法及び期限その他処分に関する方針を記載した書類
- （四）その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

9 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行持株会社等及びその子会社等が株式等保有限度額を超える額の株式等を保有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、平成十八年九月三十日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 削除

(法施行前における合併等に係る承認の予備審査)

第三条 銀行等及び銀行持株会社等は、この府令の施行前においても、法第三条第二項の承認について、第六条第二項及び第七条第八項の規定の例により、承認申請書その他の書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

附 則

(平成一五年三月二八日内閣府令第二〇号)

この府令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則

(平成一五年八月二九日内閣府令第八〇号)

この府令は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年八月三十日)から施行する。

附 則

(平成一六年一月三〇日内閣府令第三号) 抄

この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則

(平成一六年四月三〇日内閣府令第四七号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則

(平成一六年七月二六日内閣府令第六八号) 抄

この府令は、公布の日から施行する。

附 則

(平成一六年七月二六日内閣府令第六八号) 抄

この府令は、平成十六年七月二六日から施行する。

附 則

(平成一六年七月二六日内閣府令第一〇八号) 抄

この府令は、平成十六年七月二六日から施行する。

附 則

(平成一八年四月二六日内閣府令第五五号) 抄

この府令は、平成一八年四月二六日から施行する。

附 則

(平成一九年七月一三日内閣府令第四九号) 抄

この府令は、信託法の施行の日から施行する。

附 則

(平成一九年八月八日内閣府令第六〇号) 抄

この府令は、証券取引法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則

(平成一九年八月八日内閣府令第六〇号) 抄

この府令は、証券取引法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。